

## 第2回 益田市地域公共交通活性化協議会

日時：令和3年3月30日（火）14時00分～15時30分

場所：益田市役所 本庁3階 大会議室

### 次 第

#### 1 開 会

#### 2 会長挨拶

#### 3 議 事

(1) (仮称) 益田市地域公共交通計画の策定について

(2) 益田市地域公共交通活性化協議会設置要綱の一部改正について

(3) 検証・評価 益田市地域公共交通基本計画の検証について

(4) その他

#### 4 閉 会

---

(配布資料)

○ 次 第

○ 名 簿

○ 議題1 (仮称) 益田市地域公共交通計画の策定について

○ 議題2 益田市地域公共交通活性化協議会設置要綱の一部改正について

○ 参考資料 益田市地域公共交通活性化協議会委員 (案)

○ 資料1 益田市地域公共交通基本計画の検証方法について

○ 資料2 益田市地域公共交通基本計画検証表

○ 参考資料 益田市地域公共交通基本計画の検証資料 (事前配布)

## 益田市地域公共交通活性化協議会 委員名簿

	団体名	役 職	
益田市長又はその指名する者	益田市	政策企画局長	島田 博
一般旅客自動車運送事業者	石見交通㈱	取締役安全輸送部長	渡辺 健一
	益田地区タクシー共同組合	理事長代理	藤原 政志
住民又は利用者の代表	益田地域		波田 トミコ
	美都地域		潮 隆人
	匹見地域		渡辺 隆
地域の運行対策協議会の代表者	種線運行対策協議会		川本 和味
	二条地域交通対策協議会		品川 勝典
	真砂の交通を守る会		村岡 宙
島根運輸支局長又はその指名する者	中国運輸局島根運輸支局	首席運輸企画専門官	水谷 清志
島根県知事又はその指名する者	島根県地域振興部交通対策課	主任	黒田 恭平
一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者	島根県交通運輸産業労働組合協議会	事務局長	丸山 武
益田県土整備事務所長又はその指名する者	益田県土整備事務所	統括調整監	永見 健二
益田警察署長又はその指名する者	益田警察署	交通課長	平塚 峻也
学識経験者	米子工業高等専門学校	教授	加藤 博和
その他協議会が必要と認める者	西日本旅客鉄道㈱	益田駅長	福場 等
	国交省浜田河川国道事務所	副所長	平西 邦裕
	(公益社団法人)益田市医師会事業本部	事務局長	石川 洋紀
	益田商工会議所	事務局長	豊田 芳明
	美濃商工会	事務局長	三浦 恭嗣
	益田市小中学校校長会	西益田小学校長	渋谷 秀文
	益田市（観光・商工）	産業経済部長	梅津 明則
	益田市（道路）	建設部長	加戸 憲治
	益田市（教育）	教育部長	野村 美夜子
事務局	益田市政策企画局 人口拡大課		
	益田市美都総合支所政策企画局 美都分室		
	益田市匹見総合支所政策企画局 匹見分室		

## 益田市地域公共交通活性化協議会 出席者名簿

	団体名	役 職	
益田市長又はその指名する者	益田市	政策企画局長	島田 博
一般旅客自動車運送事業者	石見交通㈱	取締役安全輸送部長	渡辺 健一
	益田地区タクシー共同組合	理事長代理	藤原 政志
住民又は利用者の代表	益田地域		欠席
	美都地域		潮 隆人
	匹見地域		渡辺 隆
地域の運行対策協議会の代表者	種線運行対策協議会		川本 和味
	二条地域交通対策協議会		品川 勝典
	真砂の交通を守る会		村岡 宙
島根運輸支局長又はその指名する者	中国運輸局島根運輸支局	首席運輸企画専門官	水谷 清志
島根県知事又はその指名する者	島根県地域振興部交通対策課	主任	黒田 恭平
一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者	島根県交通運輸産業労働組合協議会	事務局長	丸山 武
益田県土整備事務所長又はその指名する者	益田県土整備事務所		欠席
益田警察署長又はその指名する者	益田警察署	交通課長	平塚 峻也
学識経験者	米子工業高等専門学校	教授	加藤 博和
その他協議会が必要と認める者	西日本旅客鉄道㈱	益田駅長	福場 等
	国交省浜田河川国道事務所		欠席
	(公益社団法人)益田市医師会事業本部	事務局長	石川 洋紀
	益田商工会議所		欠席
	美濃商工会		欠席
	益田市小中学校校長会		欠席
	益田市（観光・商工）	産業経済部長	梅津 明則
	益田市（道路）	建設部長	加戸 憲治
益田市（教育）	教育部長	野村 美夜子	
事務局	益田市政策企画局 人口拡大課		
	益田市美都総合支所政策企画局 美都分室		
	益田市匹見総合支所政策企画局 匹見分室		

(仮称) 益田市地域公共交通計画の策定について

1. 背景・目的

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）

第一条 この法律は、近年における急速な少子高齢化の進展、移動のための交通手段に関する利用者の選好の変化により地域公共交通の維持に困難を生じていること等の社会経済情勢の変化に対応し、地域住民の自立した日常生活及び社会生活の確保、活力ある都市活動の実現、観光その他の地域間の交流の促進並びに交通に係る環境への負荷の低減を図るための基盤となる地域における旅客の運送に関するサービス（以下「地域旅客運送サービス」という。）の提供を確保するために地域公共交通の活性化及び再生を推進することが重要となっていることに鑑み、交通政策基本法（平成二十五年法律第九十二号）の基本理念にのっとり、地方公共団体による地域公共交通計画の作成及び地域公共交通特定事業の実施に関する措置並びに新地域旅客運送事業及び新モビリティサービス事業の円滑化を図るための措置について定めることにより、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資するよう地域公共交通の活性化及び再生のための地域における主体的な取組及び創意工夫を推進し、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に寄与することを目的とする。



▲地域旅客運送サービスのイメージ

出典：地域公共交通計画等の作成と運用の手引き第1版（国土交通省 令和2年11月）

▼地域公共交通計画と従来の計画の違い

	地域公共交通計画 (令和2年～)	網形成計画 (平成26年～)	連携計画 (平成19年～)
計画の 対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>ネットワークの確保・充実に加え、ダイヤや運賃などの面からもサービスを総合的に捉え改善や充実に取り組む</li> <li>地域の輸送資源を総動員する具体策を盛り込むことができる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>バス路線などの専ら公共交通のネットワークの確保・充実(主に路線の再編や新規整備)を対象とする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>バス交通などの活性化・再生を目的としており、特定の交通機関に特化した計画の作成も可能</li> </ul>
位置 づけ	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方公共団体による作成を法的に努力義務化</li> <li>基本的に全ての地方公共団体において計画の作成や実施に取り組む</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方公共団体による作成が可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村による作成が可能(ただし、複数市町村での作成も可能)</li> </ul>
実効性 確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>定量的な目標の設定や毎年度の評価などの仕組みを制度化</li> <li>定量的なデータに基づくPDCAの取組を強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>可能な限り具体的な数値指標を明示</li> <li>原則として計画期間の終了時・計画の見直し時に達成状況を評価</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>可能な限り具体的かつ明確な目標を設定</li> </ul>

出典：地域公共交通計画等の作成と運用の手引き第1版（国土交通省 令和2年11月）

## 2. 地域公共交通計画の作成（記載事項）

当該計画に定めるものものとして、以下の記載事項がある。

- (1) 基本的な方針
- (2) 区域
- (3) 目標
- (4) 目標達成のために行う事業
- (5) 事業の実施主体
- (6) 達成状況の評価に関する事項
- (7) 計画期間
- (8) 地方公共団体が必要と認める事項

また、上記以外にも、「観光の振興に関する施策との連携に関する事項」や「地域旅客運送サービスについての利用者の数及び収支」等の記載を努めるものとされている。

## 3. 益田市地域交通活性化協議会での協議・検討事項

地域公共交通計画の作成にあたり、法定協議会である益田市地域公共交通活性化協議会では、以下の内容について協議・検討を行う。

- (1) 地域公共交通の現状・問題点、課題の整理
- (2) 地域公共交通計画の基本方針・目標の検討
- (3) 目標実現のための施策の検討
- (4) 計画案の作成
- (5) その他

## 4. 今後の進め方（予定）

	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
益田市地域公共交通活性化協議会	○	○	○	○
現状の把握 ニーズ調査	現状の把握 ニーズ調査			
現状課題の整理		現状課題の整理		
交通計画の検討			交通計画の検討	
パブリックコメント				パブリックコメント
交通計画の策定				交通計画の策定

益田市地域公共交通活性化協議会設置要綱の一部改正について

益田市地域公共交通活性化協議会設置要綱の一部を改正する要綱

益田市地域公共交通活性化協議会設置要綱（平成21年3月16日制定）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる条文の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる条文の傍線を付した部分のように改める。

改正前	改正後
<p>(目的)</p> <p>第1条 <u>この協議会は、交通政策基本法（平成25年法律第92号）の基本理念の実現に向けて、国、地方公共団体、交通事業者、地域住民、その他の関係者が相互に連携、協力し、益田市の地域公共交通の活性化を図る為の施策について協議し、この施策の実施に係る連絡調整を行う為設置する。</u></p> <p>(協議事項)</p> <p>第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。</p> <p><u>(1) 住民の日常生活に必要な交通手段の確保に関する事</u></p> <p><u>(2) 地域の実情に沿った持続可能な公共交通体系の構築に関する事</u></p> <p><u>(3) 公共交通の利便性の向上と利用促進に関する事</u></p> <p><u>(4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項</u></p> <p>(協議会の構成員)</p> <p>第3条 協議会の委員は、次に掲げる者とする。</p> <p><u>(1) 益田市長又はその指名する者</u></p> <p><u>(2) 一般旅客自動車運送事業者</u></p> <p><u>(3) 住民又は利用者の代表</u></p> <p><u>(4) 地域の運行対策協議会の代表者</u></p> <p><u>(5) 島根運輸支局長又はその指名する者</u></p> <p><u>(6) 島根県知事又はその指名する者</u></p> <p><u>(7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 <u>地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、法第5条1項に規定する地域公共交通計画の作成及び実施に関する協議を行うため、益田市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。</u></p> <p>(協議事項)</p> <p>第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。</p> <p><u>(1) 地域公共交通計画の策定及び変更の協議に関する事</u></p> <p><u>(2) 地域公共交通計画の実施に関する協議</u></p> <p><u>(3) 地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施の検証に関する協議</u></p> <p><u>(4) 地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施状況に係る報告</u></p> <p><u>(5) 前各号に掲げるもののほか、法第2条第1号に規定する地域公共交通に関し必要な協議として協議会が認めるもの。</u></p> <p>(協議会の構成員)</p> <p>第3条 協議会の委員は、次に掲げる者とする。</p> <p><u>(1) 益田市長又はその指名する者</u></p> <p><u>(2) 公共交通事業者</u></p> <p><u>(3) 道路管理者</u></p> <p><u>(4) 公安委員会</u></p> <p><u>(5) 住民又は利用者の代表</u></p> <p><u>(6) 学識経験者</u></p> <p><u>(7) 島根運輸支局長又はその指名する者</u></p> <p><u>(8) 島根県知事又はその指名する者</u></p>

<p>(8) <u>益田県土整備事務所長又はその指名する者</u></p> <p>(9) <u>益田警察署長又はその指名する者</u></p> <p>(10) <u>学識経験者</u></p> <p>(11) <u>その他協議会が必要と認める者</u></p> <p>2 [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>(協議会委員の任期)</p> <p>第4条 <u>委員の任期は1年とし、再任を妨げない。但し、初年度は平成28年3月31日までとする。</u></p> <p>2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(協議会の運営)</p> <p>第5条 <u>協議会は、会長、副会長1名及び委員をもって組織する。</u></p> <p>2 [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>4 [略]</p> <p>5 [略]</p> <p>6 [略]</p> <p>7 <u>協議会の事務局は、益田市政策企画局人口拡大課に置く。事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。</u></p> <p>(協議結果の尊重義務)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>(財務に関する事項)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>(報酬及び旅費)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(監査)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>(交通会議が解散した場合の措置)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>(その他)</p> <p>第11条 [略]</p>	<p>(9) <u>その他益田市が必要と認める者</u></p> <p>2 [同左]</p> <p>3 [同左]</p> <p>(協議会委員の任期)</p> <p>第4条 <u>委員の任期は2年とし、再任を妨げない。但し、令和2年度は令和3年4月30日までとする。</u></p> <p>2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(協議会の運営)</p> <p>第5条 [同左]</p> <p>2 [同左]</p> <p>3 [同左]</p> <p>4 [同左]</p> <p>5 [同左]</p> <p>6 [同左]</p> <p>7 <u>協議会の事務局は、益田市政策企画局連携のまちづくり推進課に置く。事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。</u></p> <p>(協議結果の尊重義務)</p> <p>第6条 [同左]</p> <p>(財務に関する事項)</p> <p>第7条 [同左]</p> <p>(報酬及び旅費)</p> <p>第8条 [同左]</p> <p>(1) [同左]</p> <p>(2) [同左]</p> <p>(監査)</p> <p>第9条 [同左]</p> <p>2 [同左]</p> <p>3 [同左]</p> <p>(交通会議が解散した場合の措置)</p> <p>第10条 [同左]</p> <p>(その他)</p> <p>第11条 [同左]</p>
---	--

付則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

益田市地域公共交通活性化協議会委員（案）

令和2年度

	団体名	役職
益田市市長又はその指名する者	益田市	政策企画局長
一般旅客自動車運送事業者	石見交通㈱	取締役 安全輸送部長
	益田地区タクシー共同組合	理事長代理
住民又は利用者の代表	益田地域	
	美都地域	
	匹見地域	
地域の運行対策協議会の代表者	種線運行対策協議会	
	二条地域交通対策協議会	
	真砂の交通を守る会	
島根運輸支局長又はその指名する者	中国運輸局島根運輸支局	首席運輸企画専門官
島根県知事又はその指名する者	島根県地域振興部交通対策課	主任
一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者	島根県交通運輸産業労働組合協議会	事務局長
益田県土整備事務所長又はその指名する者	益田県土整備事務所	統括調整監
益田警察署長又はその指名する者	益田警察署	交通課長
学識経験者	米子工業高等専門学校	教授
その他協議会が必要と認める者	西日本旅客鉄道㈱	益田駅長
	国交省浜田河川国道事務所	副所長
	(公益社団法人)益田市医師会事業本部	事務局長
	益田商工会議所	事務局長
	美濃商工会	事務局長
	益田市小中学校校長会	西益田小学校長
	益田市（観光・商工）	産業経済部長
	益田市（道路）	建設部長
	益田市（教育）	教育部長
事務局	益田市政策企画局囚口拡大課	
	益田市美都総合支所政策企画局美都分室	
	益田市匹見総合支所政策企画局匹見分室	

⇒

令和3年度（案）

令和3年3月30日  
益田市地域公共交通活性化協議会資料  
益田市政策企画局人口拡大課

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律 第6条		益田市地域公共交通活性化協議会設置要綱	団体名	
第2項 第1号	地域公共交通計画を作成しようとする 地方公共団体	益田市市長又はその指名する者	益田市	
第2項 第2号	公共交通事業者	一般乗合旅客自動車運送事業者	石見交通㈱	
		一般乗用旅客自動車運送事業者	益田地区タクシー共同組合	
	道路管理者	鉄道事業者	西日本旅客鉄道㈱	
		国交省浜田河川国道事務所長又はその指名する者	国交省浜田河川国道事務所	
第2項 第3号	公安委員会	益田県土整備事務所長又はその指名する者	益田県土整備事務所	
		益田市建設部長	益田市建設部	
		益田警察署長又はその指名する者	益田警察署	
	地域公共交通の利用者	住民又は利用者の代表	【新】益田市連合自治会長会	
			【新】地域自治組織	
	学識経験者	学識経験者	米子工業高等専門学校	
	地域公共交通計画を作成しようとする 地方公共団体が必要と認めるもの	その他益田市が必要と認める者	島根運輸支局長又はその指名する者	中国運輸局島根運輸支局
			島根県知事又はその指名する者	島根県地域振興部交通対策課
			一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者	島根県交通運輸産業労働組合協議会
		その他益田市が必要と認める者	(公益社団法人)益田市医師会事業本部	(公益社団法人)益田市医師会事業本部
			益田商工会議所	益田商工会議所
			美濃商工会	美濃商工会
益田市小中学校校長会			益田市小中学校校長会	
【新】社会福祉法人益田市社会福祉協議会			【新】社会福祉法人益田市社会福祉協議会	
【新】一般社団法人益田市観光協会	【新】一般社団法人益田市観光協会			
益田市産業経済部	益田市産業経済部			
益田市教育委員会事務局	益田市教育委員会事務局			
事務局			益田市政策企画局連携のまちづくり推進課	

## 益田市地域公共交通基本計画の検証方法について

## 1. 目的

「益田市地域公共交通基本計画」の計画期間中（平成28年度から令和2年度まで）に実施した取組施策について、施策の方向性別に、検証と評価を行い、次期計画での継続性について決定します。

## 2. 計画の取組状況

「益田市地域公共交通基本計画の検証資料」を参照

## 3. 評価指標の達成状況

「益田市地域公共交通基本計画検証表」により、各施策及び事業の検証項目の達成状況と、その取組みの評価を記載しています。

## 4. 継続性について

施策及び事業の継続性については、次の観点からそれぞれ評価します。

(記載例)

施策の方向性	施策及び事業	一次評価			二次評価
		検証項目	取組みの評価等	継続性	継続性
中心部におけるバス路線の運行と再編	路線バス(一般乗合路線)の運行見直し	利用者数 (一般乗合路線)	コメント	◎	

◎：次期計画へ事業内容も含めて引き継ぐべきと思われる施策及び事業

○：次期計画へ事業内容を見直して引き継ぐべきと思われる施策及び事業

×：次期計画へ引き継がないと判断した施策及び事業

△：次期計画で実施すべきかを検討する必要があると思われる施策及び事業

## 5. 次期計画への流れ

益田市地域公共交通基本計画の検証報告書を作成し、継続すべきと判断した施策については、次期計画の現状の課題として引き継ぐこととする。

計 画	令和2年度	令和3年度			
益田市 地域公共交通基本計画	検証・評価	検証報告書 の作成	↓		
益田市 地域公共交通計画		現状の把握 ニーズ調査	現状の課題	交通計画 の検討	交通計画 の策定

益田市地域公共交通基本計画の検証表（二次評価用）

資料2

1. 5年間の計画期間全体で評価する項目

		計画時点 (平成26年度)	目標設定	現状値 (令和2年度)	対比 (%)	評価	備考
評価指標①	路線バス(一般乗合路線)における運賃収入	実績：146,874千円	平成26年度実績以上	実績：115,859千円	79%	未達	
評価指標②	利用者数 ※1	実績：664,828人	平成26年度実績以上	実績：553,109人	83%	未達	
評価指標③	公共交通に対する満足度 ※2	満足度：27%	満足度 40%以上	実感度：3%	—	未達	第5次と第6次とでは質問の内容が異なる。第5次は満足度について。第6次は実感度について。

※1 利用者数は次の全てを含む：「路線バス(一般乗合路線、廃止代替路線)」「生活バス」「過疎バス」「乗合タクシー(益田地域、美都地域)」

※2 公共交通に対する満足度は、「第5次益田市総合振興計画」と「第6次益田市総合振興計画」の公共交通に関する目標設定値を用いています。

2. 各年度の進捗状況の検証・評価を行う項目

検証項目		目標設定	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (令和3年2月時点)	
中心部におけるバス路線の運行と再編	路線バス (一般乗合路線)	利用者数	608,031人以上	502,808人	521,927人	436,380人	495,625人	571,442人	513,028人
		補助額	116,343千円以下	119,615千円	121,557千円	134,513千円	139,517千円	131,258千円	137,419千円
		1日当たり輸送量	187.7以上	—	—	—	—	—	—
		経常収支率	67.87%以上	64.68%	64.23%	59.76%	58.51%	58.88%	48.25%
周辺部の公共交通の運行と再編	路線バス (廃止代替路線)	利用者数	42,565人以上	39,673人	24,070人	38,164人	25,074人	30,168人	34,126人
		補助額	15,158千円以下	14,476千円	17,571千円	18,117千円	20,273千円	19,414千円	15,442千円
		乗車密度	平成26年度以上	別表①	別表①	別表①	別表①	別表①	別表①
		運送収入	9,345千円以上	8,603千円	5,263千円	5,758千円	4,521千円	4,811千円	5,774千円
	生活バス	利用者数	9,906人以上	9,252人	7,899人	5,814人	5,935人	4,516人	3,691人
	過疎バス	利用者数	1,042人以上	805人	646人	398人	324人	243人	283人
	乗合タクシー	利用者数(益田地域)	3,025人以上	3,023人	3,175人	3,124人	2,953人	2,336人	1,971人
		利用者数(美都地域)	259人以上	296人	281人	218人	29人	20人	10人
バス利用環境の向上	乗り継ぎダイヤ等の改善	聞き取り調査実施 年1回	1回/年	0回/年	0回/年	1回/年	1回/年	1回/年	
	停留所の待合環境向上	待合環境の確認 年1回	0回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	
住民主体の公共交通検討体制の構築	運行対策協議会(仮称)の立ち上げ数	年に1協議会	4協議会	5協議会	6協議会	7協議会	8協議会	9協議会	
バスの利用促進施策の展開	バスの乗り方教室の開催	年2回	0回/年	1回/年	1回/年	0回/年	3回/年	0回/年	
	公共交通に関する講座の実施	年1回	0回/年	1回/年	2回/年	1回/年	0回/年	0回/年	
	運転経歴証明書交付数	120人以上	151人	162人	225人	232人	289人	278人	

※【路線バス】集計年度：10月～翌年9月、【生活・過疎バス、乗合タクシー】集計年度：4月～翌年3月

益田市地域公共交通基本計画の検証表（二次評価用）

3. 具体的な取組効果の検証（※二次評価を受けた後、検証報告書を作成することとする）

施策の方向性	施策及び事業	一次評価				二次評価		
		検証項目（目標数値/令和元年度実績）		取組みの評価等		継続性		
中心部におけるバス路線の運行と再編	路線バス（一般乗合路線）の運行見直し	利用者数（一般乗合路線）	608,031人以上/571,442人			病院への乗り入れや、小学校の通学にあわせたダイヤ調整などを実施。人口減少が続く中で、いかに利用者を獲得するかが課題。	◎	
		路線バスへの補助額	116,343千円以下/131,258千円					
周辺部の公共交通の運行と再編	路線バス（廃止代替路線）の運行継続と見直し	利用者数（廃止代替路線）	42,565人以上/30,168人			梅月線では、小学校の行事に対応。真砂線は廃止。種線は1往復減便。人口減少が続く中で、いかに利用者を獲得するかが課題。	○	
		路線バスへの補助額	15,158千円以下/19,414千円					
	生活バス、過疎バスの運行継続見直し	利用者数（生活バス）	9,906人以上/4,516人			過疎バスは通学と一般利用者の混乗を継続。生活バスも通学に利用できるダイヤを継続。二条・後湊線では診療日に合わせた運行ルート・運行曜日に一部変更したが、利用者増は見込めなかった。ダイヤやルートの見直しが必要。	○	
		利用者数（過疎バス）	1,042人以上/243人					
	乗合タクシーの運行継続と見直し	利用者数（乗合タクシー旧益田市）	3,025人以上/2,336人			複数の路線で、地元要望に対応した運行ルートの一部変更や定期運行から不定期運行（デマンド方式）への変更を実施したが、利用者増には繋がらなかった。ダイヤやルートの見直しが必要。真砂地区では、路線バスの廃止に伴い実証運行を開始。	○	
		利用者数（乗合タクシー旧美都町）	259人以上/20人					
バス利用環境の向上	乗り継ぎによる負担の解消	利用者数（一般乗合路線）	608,031人以上/571,442人	乗り継ぎダイヤの改善	年1回の聞き取り調査/実施	複数路線で病院への乗り入れを実施。路線バスの停留所待合については、広範囲をカバーすることは難しいが、各年度で新築か建替えが行われており利用環境の向上に寄与。生活バス、乗合タクシー等の停留所看板は整備が課題。引き続き計画を推進する必要がある。	○	
		利用者数（廃止代替路線）	42,565人以上/30,168人	停留所の待合環境向上	年1回の環境確認/実施			
住民主体の公共交通検討体制の構築	住民主体の公共交通検討体制の構築	運行対策協議会（仮称）立ち上げ数	年に1協議会/達成			公共交通の利用促進だけでなく、福祉の立場から、移動手段の支援を検討する地区が増えてきている。今後は、具体的な利用促進などの取組みができるかが課題。	○	
バス利用促進施策の展開	モビリティマネジメントの実施	バス教室実施回数	年に2回開催/3回開催			実績のない年度もあり、毎年度継続して開催していくことが重要。公共交通の理解を深める取組が必要。	◎	
	公共交通利用ガイドブックの作成	利用者数（一般乗合路線）	608,031人以上/571,442人	利用者数（過疎バス）	1,042人以上/243人	公共交通マップを作成。観光協会のウェブサイトに観光ルートを掲載。検証項目の見直しが必要。	◎	
		利用者数（廃止代替路線）	42,565人以上/30,168人	利用者数（乗合タクシー旧益田市）	3,025人以上/2,336人			
		利用者数（生活バス）	9,906人以上/4,516人	利用者数（乗合タクシー旧美都町）	259人以上/20人			
	市内周遊定期券の新設と試験運行の実施	利用者数（一般乗合路線）	608,031人以上/571,442人	利用者数（過疎バス）	1,042人以上/243人	市内の高校生を対象としたアンケート調査では、約75%の生徒が利用しないと回答。利用すると答えた生徒のうち利用可能な月額料金は3000円が最も多く、一日当たり約100円。運行収支や利用者見込数を考えると、次期計画へは引き継がず、次期計画では、新たな利用促進の事業を考えるべきと判断。	×	
		利用者数（廃止代替路線）	42,565人以上/30,168人	利用者数（乗合タクシー旧益田市）	3,025人以上/2,336人			
		利用者数（生活バス）	9,906人以上/4,516人	利用者数（乗合タクシー旧美都町）	259人以上/20人			
	免許返納制度を活用した利用促進施策の展開	講座実施回数	年1回実施/乗り方教室で1回実施	利用者数（生活バス）	9,906人以上/4,516人	民間の交通事業者が行っている施策に対して本市公式ウェブサイトにて広報し支援。当初計画していた事業内容については、財政的に継続できるのか、公共交通の利用増を見込めるのか等、様々な観点から再検討が必要と判断し、計画期間内の実施を中止した。	△	
		運転経歴証明書交付数	120人以上/289人	利用者数（過疎バス）	1,042人以上/243人			
		利用者数（一般乗合路線）	608,031人以上/571,442人	利用者数（乗合タクシー旧益田市）	3,025人以上/2,336人			
利用者数（廃止代替路線）		42,565人以上/30,168人	利用者数（乗合タクシー旧美都町）	259人以上/20人				

※別表① 路線バス(廃止代替路線)1日当たりの乗車密度の推移

(1) 梅月線

起点	経由地	終点	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
医光寺前	梅月	西益田小学校	1.05	1.21	0.93	0.99	1.02	0.95	0.87
医光寺前	明見団地・角井	梅月	1.28	1.41	1.01	0.77	0.73	0.73	1.21
石見交通本社前	梅月	西益田小学校	2.21	1.98	1.09	2.16	1.09	1.95	2.19

(2) 真砂線

起点	経由地	終点	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
石見交通本社前	日赤・馬谷	真砂	0.99	0.95	0.37	0.87	0.98	0.89	1.07
益田駅	馬谷	真砂	0.83	0.78	0.72	0.61	0.28	0.27	0.49

(3) 種線

起点	経由地	終点	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
益田駅	団体・東陽・赤雁	種上	0.95	1.42	0.79	0.79	0.90	0.98	1.82
益田駅	団体・赤雁	種上	2.86	3.83	1.26	0.82	0.82	0.97	1.46
益田駅	団体・赤雁の里	種上	0.85	1.46	0.84	0.79	0.83	0.93	0.90
益田駅	旭ヶ丘団地	種上	0.90	0.84	0.69	0.90	0.81	0.79	1.18
益田駅	団体・医師会・赤雁	種上	4.85	2.25	1.71	1.32	0.88	0.87	1.70

## 益田市地域公共交通基本計画の検証資料

益田市では、平成28年度に本市における交通施策の基本方向、基本施策を示した「益田市地域公共交通基本計画」を策定しました。

本計画は、益田市地域公共交通活性化協議会の中で、検証・評価を行うこととしております。また、次期交通計画「益田市地域公共交通計画（仮称）」については、現行計画の成果と課題を明らかにした上で、策定に向けて検討していきます。

### 1. 計画の概要

- (1) 計画区域 益田市全域
- (2) 計画期間 平成28年度から令和2年度（5年間）

### 2. 基本方針

公共交通の利用実態と市民の意向を踏まえ、基本方針として、以下のとおり設定しました。

#### 基本方針

どこに住んでいても移動手段が確保でき、その地域に住み続けられるよう住民、交通事業者、行政等がそれぞれの役割を担い、相互の連携・協力による、よりよい地域公共交通体系の構築を行い、均衡あるまちづくりを目指します。

### 3. 計画目標

基本方針の実現のための目標を以下のとおり示しました。

#### 目標 1

住民の日常生活に必要な不可欠な、使いやすい交通手段の確保と効率的な公共交通体系の構築

#### 目標 2

地域の実情に沿った持続可能な公共交通体系の構築

#### 目標 3

公共交通の利便性向上と、新たな需要の掘り起しによる利用促進施策の展開

#### 4. 益田市地域公共交通基本計画事業実施内容

##### (1) 中心部における路線の運行と再編

施策及び事業	事業内容（カッコ内は年度）	実施結果
路線バスの運行継続と見直し （一般乗合路線）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【匹見線】裏匹見峡乗入の廃止(H28)</li> <li>・【蟠竜湖線】ダイヤ改正(H28)</li> <li>・【二条線】ダイヤ改正(H28)</li> <li>・【複数路線】日本赤十字病院への乗入(H28)</li> <li>・【久城線】地元要望に対応してダイヤ改正(H29)</li> <li>・【浜田益田線】全6往復中の通院時間帯4往復を医師会病院へ乗入(H30)</li> <li>・【小浜・江崎線】日本赤十字病院への乗入(H30)</li> <li>・【匹見線】全便を匹見峡温泉に乗入(H30)</li> <li>・【広益線】医光寺～石見交通本社前間の廃止(H30)</li> <li>・【土田線】鎌手中学校と東陽中学校の統合に伴う延伸と馬橋西バス停の新設(R1)</li> <li>・【蟠竜湖線】高津小学校からの要望に対応して、早朝便のダイヤ改正(R1)</li> <li>・【二条線】【蟠竜湖線】【横田線】【大塚線】【久城線】【土田線】日祝運休を土日祝運休に変更(R1)</li> <li>・【都茂線】乗合タクシー真砂線との接続対応のため2便を久々茂中乗入(R2)</li> </ul>	実 施

#### ◆鎌手中学校と東陽中学校の統合に伴う、土田線の一部延伸と「馬橋西バス停」の新設（令和元年度実施）

中学校の統合に伴い遠方となる生徒たちの通学に対応するため、路線バス運行事業者と協働で土田線の一部延伸し、「馬橋西バス停」を新設した。



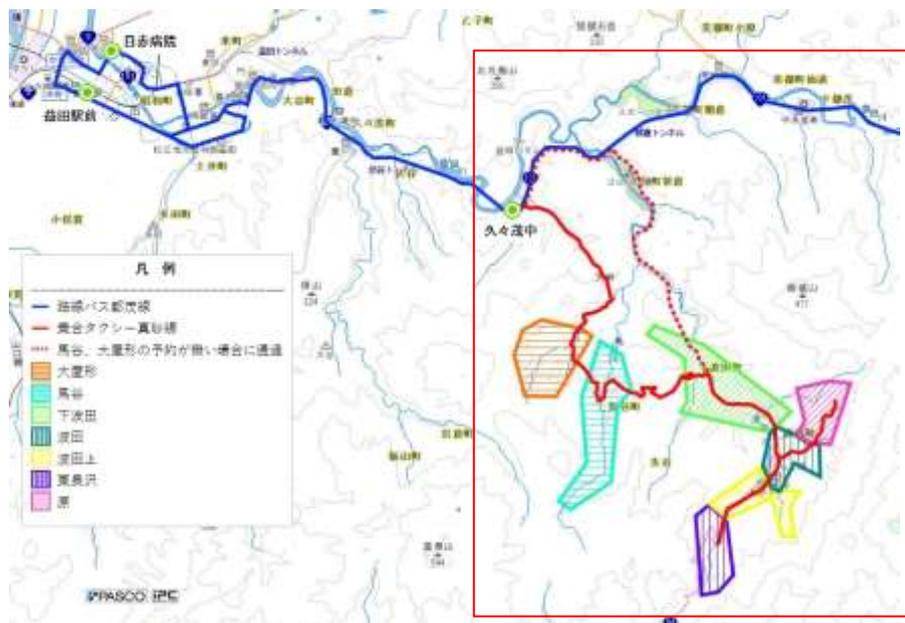
【馬橋西バス停留所】

## (2) 周辺部の公共交通の運行と再編

施策及び事業	事業内容（カッコ内は年度）	実施結果
路線バスの運行継続と見直し (廃止代替路線)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・島根県立大学と連携して、真砂地域を対象としたアンケート調査を実施(H30)</li> <li>・【種線】早朝1往復減便(R1)</li> <li>・【梅月線】高津小学校からの要望に対応して、早朝便のダイヤ改正(R1)</li> <li>・【梅月線】【真砂線】【種線】日祝運休を土日祝運休に変更(R1)</li> <li>・【真砂線】廃止(R2)</li> </ul>	実 施
生活バス、過疎バスの運行継続見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【二条・後湍線】診療日に合わせた運行ルート・運行曜日に一部変更(H29)</li> </ul>	実 施
乗合タクシーの運行継続と見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【桂ヶ平・黒周線】地元要望に対応して、運行ルートを一部変更(H29)</li> <li>・【梅月・左ヶ山・多田線】デマンド方式へ変更(H30)</li> <li>・【栃山・岩倉線】不定期運行（デマンド方式）へ変更(H30)</li> <li>・【真砂線】実証運行開始(R2)</li> </ul>	実 施

### ◆益田市真砂地区乗合タクシー実証事業（令和2年度実施）

真砂地区が、路線バス（真砂線）の廃止に伴い交通空白地域となってしまうことから、真砂地区の実情等を考慮した予約型乗合タクシーの実証運行を令和2年10月1日から期間限定で行い、国道191号線を通る都茂線（路線バス）との乗り継ぎを確保した。



【運行エリア】

### 【運行エリア】

真砂地区の4町内を7ブロックに分けて区域運行を行い、国道191号線を通る都茂線（路線バス）の「久々茂中バス停」との接続とした。

- ・真砂地区内：長沢町、波田町、下波田町、馬谷町を7ブロックに分ける
- ・豊川地区内：久々茂中バス停（久々茂パーキング内）

### 【乗継・運行ダイヤについて】

真砂の交通を守る会が実施した地元調査の結果、住民の希望が多かった都茂線の日赤病院経由便（1日3便）に接続できるように運行ダイヤを設定しており、また、該当する便の一部が、久々茂パーキング内のバス停に乗り入れていなかったため、路線バス運行事業者と協議し、久々茂パーキング内への乗り入れることができるように調整した。

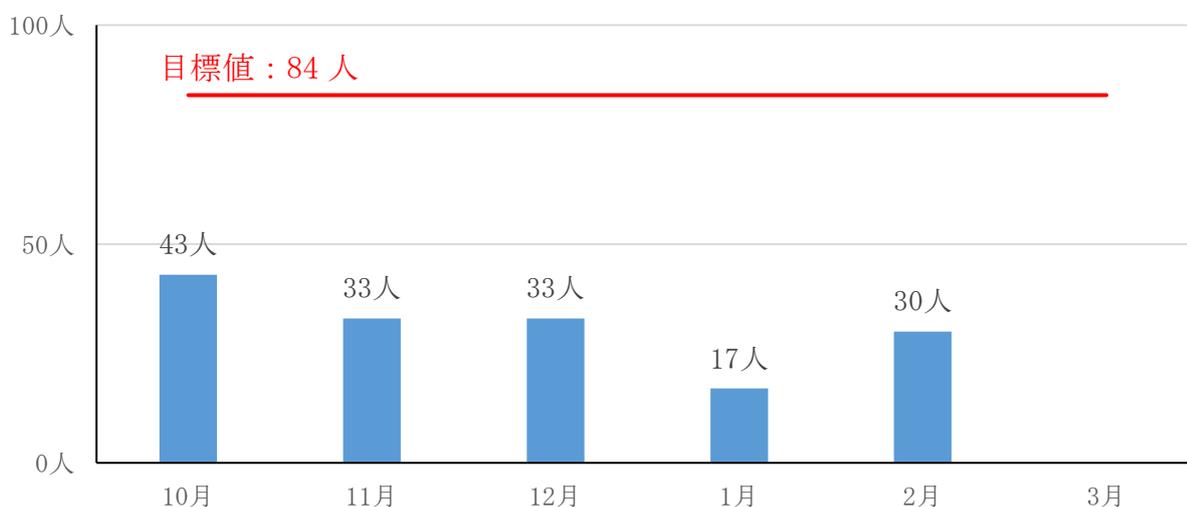
### 【路線バスと乗合タクシーの乗継場所の安全性について】

共通乗降場の「久々茂中バス停」は、国道191号線沿いの「久々茂パーキング」内に設置し、敷地内には、都茂線（路線バス）のバス停、トイレ、公衆電話、自動販売機、飲食店（1店舗）等があり、利用者の安全性と利便性を考慮した。



【久々茂パーキング】

真砂線利用者数（令和2年度） ※令和3年2月末時点



### (3) バス利用環境の向上

施策及び事業	事業内容（カッコ内は年度）	実施結果
乗り継ぎによる負担の解消	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【複数路線】 日本赤十字病院への乗入(H28)</li> <li>・【浜田益田線】 全6往復中の通院時間帯4往復を医師会病院へ乗入(H30)</li> <li>・【小浜・江崎線】 日本赤十字病院への乗入(H30)</li> </ul>	実施
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鎌手駅前バス停待合所の新築(H28)</li> <li>・スクモ塚バス停待合所の新築(H29)</li> <li>・木部バス停待合所の建替え(H30)</li> <li>・石見交通本社前バス待合所の建替え(H30)</li> <li>・東津田バス停待合所の新築(R1)</li> <li>・馬橋バス停に自転車駐輪所設置(R2)</li> </ul>	実施

#### ◆バス待合所の新築・建替え



【木部バス停待合所】



【石見交通本社前バス待合所】



【東津田バス停待合所】



【馬橋バス停に自転車駐輪所設置】

#### (4) 住民主体の公共交通検討体制の構築

施策及び事業	事業内容	実施結果
住民主体の公共交通検討体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域自治組織</li> <li>・ 連合自治会</li> <li>・ 自治会</li> <li>・ 運行対策協議会（仮称）</li> </ul>	実 施

#### ◆主な地区内の活動

現在、益田市では 20 地区中 19 地区で地域自治組織が立ち上がっており、下記以外の地区でも、地域自治組織の部会等が、公共交通の利用促進だけではなく、福祉の立場から、移動手段の支援を検討する地区が増えてきている。

##### ① 真砂地区

- ・ 益田市と島根県立大学が協働で、真砂地区内限定のアンケート調査を実施。アンケート調査表の配布・回収を真砂地区が担当。
- ・ 路線バス(真砂線)の廃止に伴い乗合タクシーの実証運行を開始。真砂地区内の住民によって構成される「真砂の交通を守る会」と市が中心となって、地元との調整や利用促進等を実施。
- ・ 高齢者を対象とした、買い物後に地元保育園児と給食を食べて交流するバスツアーを実施。

##### ② 都茂地区

- ・ 都茂地区連合自治会が、地域の人たちの外出を支援する自治会輸送を地域内で実施。現在は、地域自治組織「ささえ愛都茂」が担当。(益田市が任意保険及び車検費用を負担)

##### ③ 二川地区

- ・ 二川自治会が、地域の人たちの外出を支援する自治会輸送を地域内で実施。(益田市が任意保険及び車検費用を負担)
- ・ 自治会輸送と組み合わせて、買い物バスツアーでの買い物対策と高齢者サロンへの参加を支援。

##### ④ 美濃地区

- ・ 地域自治組織「はつらつ美濃の里」が主体となり、社会福祉法人が支援し、外出支援事業として「てごすけ号」の運行を地域内で実施。

##### ⑤ 種地区

- ・ 益田市介護予防・日常生活支援総合事業訪問型サービスD実施団体として活動を開始。

## (5) バス利用促進施策の展開

施策及び事業	事業内容（カッコ内は年度）	実施結果
モビリティマネジメントの実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 乗り方教室【東仙道地区】（H28）</li> <li>・ 乗り方教室【高津小学校】（R1）</li> <li>・ 乗り方教室【益田小学校めだか児童クラブ】（R1）</li> <li>・ 乗り方教室【稲住自治会・いなほ会】（R1）</li> </ul>	実 施
公共交通利用ガイドブックの作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共交通マップの作成・修正（H30～R2）</li> </ul>	実 施
市内周遊定期券の新設と試験運行の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市内高校生を対象としたアンケート調査を実施（R1）</li> </ul>	継続検討
免許返納制度を活用した利用促進施策の展開	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民間事業者が行っている施策に対する広報支援</li> </ul>	継続検討

### ◆「バスの乗り方教室」の開催（平成 28 年度・令和元年度実施）

- ・ 東仙道地区 : 平成 29 年 3 月 8 日実施（参加人数 34 名）
- ・ 高津小学校（2 年生） : 令和元年 10 月 24 日実施（参加人数 57 名）
- ・ 益田小学校めだか児童クラブ : 令和元年 11 月 18 日実施（参加人数 28 人）
- ・ いなほ会 : 令和元年 12 月 8 日実施（参加人数 19 人）



### ◆益田市公共交通マップの作成・修正（平成 30～令和 2 年度実施）



## ◆市内周遊定期券の新設と試験運行の実施（令和元年度実施）

令和元年度に実施した「市内高校生アンケート」では、通学手段として、スクールバスの利用（7.9%）が路線バスの利用（1.2%）を大きく上回り、「市内周遊定期券の新設と試験運行の実施」についての質問については、利用が見込めない結果がでたため、検討継続とした。

### 〔益田市高校生アンケート調査から〕

- ・調査対象 市内の高等学校（4校）
- ・実施時期 令和元年度
- ・配布数及び有効回答数 配布数：1,258名分 回答数：1,207名分 回答率：95.9%

### 「益田市地域公共交通基本計画」において提案された「市内周遊定期券」について…

プランA：月額定額で、益田駅から学校の最寄りのバス停までの直行便

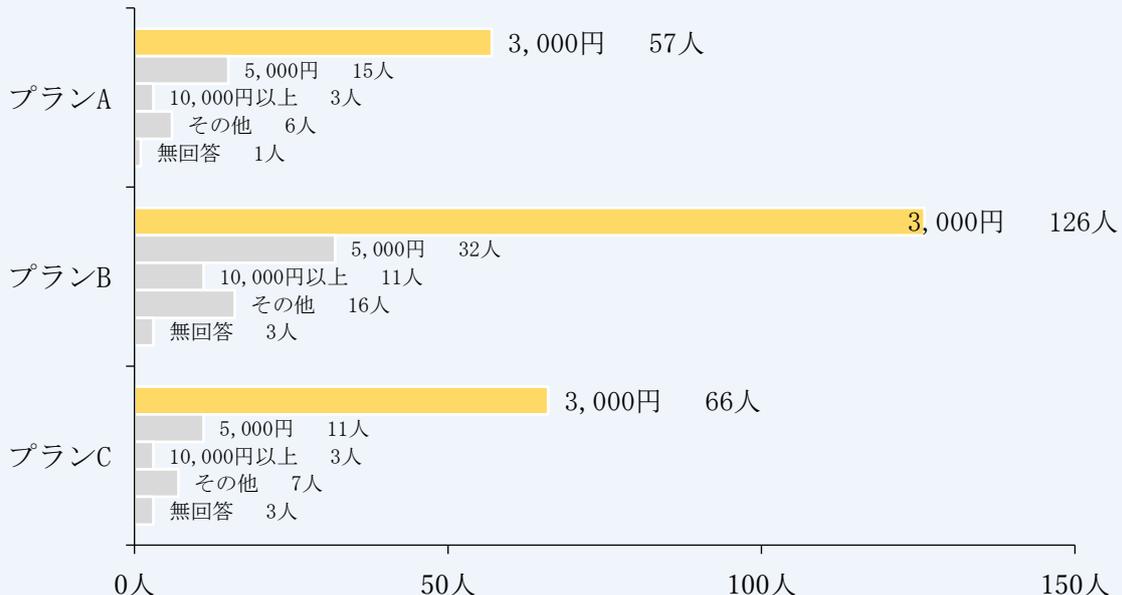
プランB：月額定額で益田市内乗り放題

プランC：月額定額で運行区間を限定した循環ルート乗り放題

#### Q1) 各プランを利用しますか？



#### Q2) 支払可能な月額料金を選んでください



#### 4. 益田市地域公共交通基本計画の各施策に対する検証（現状・分析）

※令和2年度中のため、事業評価は令和元年度の数値を記載しています。

施策の方向性	中心部における路線の運行と再編		
施策及び事業	路線バスの運行継続と見直し(一般乗合路線)		
事業の内容	① 定期的にバスの乗降調査を行い、1日の輸送量が極端に少ない系統については、必要に応じて運行便数の見直しを図ります。また見直しにあたっては、交通事業者へのヒアリング、交通利用者のニーズをしっかりと把握して取り組みます。		
事業評価方法	検証項目	目標値	令和元年度
	利用者数(一般乗合路線)	608,031人以上	571,442人
	路線バスへの補助額	116,343千円以下	131,258千円
検 証			

施策の方向性	周辺部の公共交通の運行と再編		
施策及び事業	路線バスの運行継続と見直し(廃止代替路線)		
事業の内容	<p>① 真砂線及び種線については定期的にバスの乗降調査を行い、1日を通して利用者が極端に少ない便については便数の見直しや、他の運行形態も視野にいれた検討を行います。また見直しを検討するにあたっては、各地域の将来像を描きながら、利便性や効率性を兼ね備えた、その地域にあった交通体系の構築や利用促進策について引き続き検討して行きます。</p>		
	<p>② 梅月線については、益田方面の西益田小学校発18:30の便について、学校や地域でのニーズの把握を行い、必要に応じて見直しを図ります。</p>		
事業評価方法	検証項目	目標値	令和元年度
	利用者数(廃止代替路線)	42,565人以上	30,168人
	路線バスへの補助額	15,158千円以下	19,414千円
検 証			

施策の方向性	周辺部の公共交通の運行と再編		
施策及び事業	生活バス、過疎バスの運行継続と見直し		
事業の内容	① 特にこれまで新設した便については、利用者への聞き取りなどでニーズの把握を行い、必要に応じて見直しを図ります。（対象路線：金山・宇治・津田線、二条・後湍線）		
	② 児童の通学に利用されている路線については、教育委員会とも連携を図りながら、運行についての調整を図って行きます。（対象路線：羽原・中垣内線、金山・宇治・津田線）		
	③ 過疎バスから路線バスへの接続がよりスムーズになるよう、必要に応じて乗り継ぎダイヤの調整を行います。また見直しにあたっては、スクールバスとの調整を図りながら、各路線の便数整理を行って行きます。		
	④ 生活バス、過疎バスの導入基準、見直し基準の設定を行います。		
事業評価方法	検証項目	目標値	令和元年度
	利用者数(生活バス)	9,906人以上	4,516人
	利用者数(過疎バス)	1,042人以上	243人
検証			

施策の方向性	周辺部の公共交通の運行と再編		
施策及び事業	乗合タクシーの運行継続と見直し		
事業の内容	① 特にこれまで見直した便については、利用者への聞き取りなどで再度検証を行い、必要に応じて見直しを行います。（対象路線：桂ヶ平・黒周線、山折・津田線）		
	② 往路と復路の乗降人数の差が大きい路線については、利用者からの聞き取りを行い、その理由について検証を行います。（対象路線：梅月・左ヶ山・多田線、喜阿弥・南田線、桂ヶ平・黒周線）		
	③ 1 便当たりの利用者が特に少ない路線については、現行の定時定路線の運行から予約型の区域運行も視野に入れた見直しを行います。（対象路線：滑線、梅月・左ヶ山・多田線）		
	④ 美都地域の乗合タクシーについては、地域主導型の輸送活動との連携を図り、効率的な運行となるよう運行日や運行ダイヤについて調整を行います。		
	⑤ 乗合タクシーの導入基準及び、見直し基準の設定を行います。		
事業評価方法	検証項目	目標値	令和元年度
	利用者数(旧益田市)	3,025人以上	2,336人
	利用者数(旧美都町)	259人以上	20人
検 証			

施策の方向性	バス利用環境の向上		
施策及び事業	乗り継ぎによる負担の解消		
事業の内容	① 益田赤十字病院や医師会病院へのアクセスの改善を図ります。		
	② 路線毎に益田駅での乗り継ぎによる待ち時間の検証を行い、路線バス同士の接続がスムーズになるようなダイヤの調整を図ります。		
	③ 乗り継ぎ割引制度の検討を行います。		
	④ JRと路線バスの乗り継ぎダイヤの検証を行い、必要に応じて改善を図ります。		
	⑤ 停留所の待合い環境について確認を行い、整備内容を検討するとともに、自治会組織等の協力も得ながら、待合環境の向上を図ります。		
事業評価方法	検証項目	目標値	令和元年度
	利用者数(一般乗合路線)	608,031人以上	571,442人
	利用者数(廃止代替路線)	42,565人以上	30,168人
	乗り継ぎダイヤの改善	年1回の聞き取り調査	実施
	停留所の待合環境向上	年1回の環境確認	実施
検 証			

施策の方向性	住民主体の公共交通検討体制の構築		
施策及び事業	住民主体の公共交通検討体制の構築		
事業の内容	① 住民が地域の公共交通を自主的に考えていく枠組として、路線の沿線地区単位、又は地区振興センター公民館単位で「運行対策協議会（仮称）」を立ち上げ、ともに考えていく体制を構築していきます。		
	② 現在乗合タクシーが運行している地域においては、「益田市乗合タクシー運行事業補助金」を活用した、自治会とタクシー事業者が委託契約を結ぶ形態について、検討していきます。		
	③ 美都地域の自治会輸送活動についても引き続き支援を行います。		
事業評価方法	検証項目	目標値	令和元年度
	運行対策協議会(仮称)立ち上げ数	年に1協議会	達成
検 証			

施策の方向性	バス利用促進施策の展開		
施策及び事業	モビリティマネジメントの実施		
事業の内容	① バスの利用促進と自動車利用から環境に優しい公共交通への転換を促す為、高齢者や小学生を対象とした「バスの乗り方教室」を実施します。		
事業評価方法	検証項目	目標値	令和元年度
	バス教室実施回数	年に2回開催	3回開催
検 証			

施策の方向性	バス利用促進施策の展開		
施策及び事業	公共交通利用ブックの作成		
事業の内容	① 公共交通のダイヤ表や、目的地までの乗り継ぎ案内など、日常における公共交通の利用に必要な情報を掲載した公共交通利用ブックを作成します。		
事業評価方法	検証項目	目標値	令和元年度
	利用者数(一般乗合路線)	608,031人以上	571,442人
	利用者数(廃止代替路線)	42,565人以上	30,168人
	利用者数(生活バス)	9,906人以上	4,516人
	利用者数(過疎バス)	1,042人以上	243人
	利用者数 (乗合タクシー旧益田市)	3,025人以上	2,336人
	利用者数 (乗合タクシー旧美都町)	259人以上	20人
検 証			

施策の方向性	バス利用促進施策の展開		
施策及び事業	市内周遊定期券の新設と試験運行の実施		
事業の内容	① 益田高校、益田東高校、明誠高校については、益田駅～高校～イオン前の周遊定期券新設の検討を行います。		
	② 益田翔陽高校については、益田駅～高校～ゆめタウン前の周遊定期券新設の検討を行います。		
	③ 益田駅～医光寺間及び益田駅～浜寄間の高校までの直行便の検討を行います。		
事業評価方法	検証項目	目標値	令和元年度
	利用者数(一般乗合路線)	608,031人以上	571,442人
	利用者数(廃止代替路線)	42,565人以上	30,168人
	利用者数(生活バス)	9,906人以上	4,516人
	利用者数(過疎バス)	1,042人以上	243人
	利用者数 (乗合タクシー旧益田市)	3,025人以上	2,336人
	利用者数 (乗合タクシー旧美都町)	259人以上	20人
検 証			

施策の方向性	バス利用促進施策の展開		
施策及び事業	免許返納制度を活用した利用促進施策の展開		
事業の内容	① 地域の集まりなどを利用して、免許返納制度についての周知や公共交通の現状を知ってもらう為の講座を実施します。		
	② 運転免許を返納する前の「路線バスお試し券」の発行制度について検討します。		
事業評価方法	検証項目	目標値	令和元年度
	講座実施回数	年1回実施	※乗り方教室1回実施
	運転免許返納者数 運転経歴証明書交付数	120人以上	289人
	利用者数(一般乗合路線)	608,031人以上	571,442人
	利用者数(廃止代替路線)	42,565人以上	30,168人
	利用者数(生活バス)	9,906人以上	4,516人
	利用者数(過疎バス)	1,042人以上	243人
	利用者数 (乗合タクシー旧益田市)	3,025人以上	2,336人
	利用者数 (乗合タクシー旧美都町)	259人以上	20人
	検 証		